

平成26年度第2回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：平成26年7月29日（火）午後2時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 4号会議室

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第八次札幌市環境影響評価審議会委員

村尾 直人	北海道大学大学院工学研究院	准教授
佐藤 久	北海道大学大学院工学研究院	准教授
川崎 了	北海道大学大学院工学研究院	教授
早矢仕 有子	札幌大学 地域共創学群	教授
赤松 里香	特定非営利法人E n V i s i o n 環境保全事務所	理事長
内藤 華子	元 石狩浜海浜植物保護センター	学芸員
宮木 雅美	酪農学園大学農食環境学群 環境共生学類	教授
森本 淳子	北海道大学大学院農学研究院	准教授
吉田 恵介	札幌市立大学大学院 デザイン研究科	教授
黄 仁姫	北海道大学大学院工学研究院	助教
半澤 久	北海道科学大学 寒地環境エネルギーシステム研究所	所長
遠井 朗子	酪農学園大学農食環境学群 環境共生学類	教授

計 12名

(2) 事務局

札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当部長	木田 潔
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境共生推進担当課長	米森 宏子
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境影響評価担当係長	宮下 幸光
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境管理係	奥山 力

(3) 事業者

札幌市環境局環境事業部施設管理課施設計画係長	及川 治雄
札幌市環境局環境事業部施設管理課施設計画係	宮本 将大

1. 開 会

○事務局（米森環境共生推進担当課長） それでは、定刻前ですが、皆様おそろいですので、ただいまから平成26年度第2回札幌市環境影響評価審議会を開会いたします。

本日は、松井委員、増田委員、碓山委員から、欠席ということでご連絡をいただいております。ご出席の委員は、12名でございますので、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項に従いまして、この会議が成立していることをご報告させていただきます。

2. 挨拶

○事務局（米森環境共生推進担当課長） では、会議に先立ちまして、環境管理担当部長の木田よりご挨拶を申し上げます。

○木田環境管理担当部長 環境管理担当部長の木田でございます。

きょうは、今年度第2回目の環境影響評価審議会の開催でございますので、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、お暑い中でのご出席をまことにありがとうございます。

きょうの議題は、二つを予定しております。

一つ目は、昨年4月に準備書手続が終了いたしまして、このたび、評価書が公表されました北部事業予定地一般廃棄物最終処分場事業の自主的な報告でございます。

この報告は、法律や条例上の規定にあるものではないのですが、事業者であります札幌市環境局施設担当部から市長意見の反映状況や工事のスケジュール、事後調査の計画等についての説明がございます。委員の皆様におかれましては、この事業の実施にかかわる環境配慮などについてアドバイスをいただければと存じます。

二つ目は、前回に引き続きまして、条例運用上の課題についてでございます。

昨年の条例改正によりまして、アセス図書のインターネットでの公表が義務づけられましたけれども、パブリックコメントや審議会からのご意見では、図書の継続的な公表や市民からのデータ複写等の希望への対応などが今後の課題として挙げられておりました。

そこで、本日は、電子化に伴います図書データの取り扱いの運用に関する事項を議題とさせていただきます。

昨年来、他の自治体の状況等の調査を行いまして、また、著作権法等の関係法令も検討いたしまして、本市としての運用の考え方をまとめさせていただきましたので、皆様からのご意見をいただきたいと考えております。

以上、簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

◎資料の確認

○事務局（米森環境共生推進担当課長） それでは、会議に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

まず、資料1-1は、A4判の1枚物でございますが、（仮称）北部事業予定地一般廃棄物最終処分場事業の経緯等についてです。資料1-2といたしまして、A4判の1枚、カラー物でございます。資料1-3は、A4判の白黒の1枚物でございます。資料1-4は、A3判の1枚物です。資料2-1は環境影響評価図書等に係る電子データの取り扱いについて、資料2-2は、札幌市環境影響評価条例の運用に係る課題対応（電子データに係る事項）について、これらをつづったものでございます。あとは、参考資料として1から6までを配付させていただいております。

不足等は大丈夫でございますでしょうか。途中で何かございましたら、お知らせをいただければと存じます。

それでは、村尾会長、進行をよろしくをお願いいたします。

3. 議 事

○村尾会長 ご出席をありがとうございます。

先ほどありましたように、二つの議題がございますけれども、最終的に午後4時までに終わりたいということですので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

では、早速、最初の議題でございます「（仮称）北部事業予定地一般廃棄物最終処分場事業」環境影響評価書の当審議会への自主的な報告となります。

事業者の札幌市環境局施設担当部の方には既にご着席いただいております。

本日のご出席を大変ありがとうございます。

私も長くこういうアセスメントにかかわっておりますが、評価書に関する自主的な報告というのは初めての経験でございますので、心から感謝を申し上げます。

本件につきましては、前期の審議会、昨年度の4月に準備書の手続を終了いたしました。これについては、部会をつくりまして審議を行ったところでございます。今年度からの委員の方は、審査にかかわっていませんでしたので、事務局からこれまでの審議の経緯について簡単に説明をお願いいたします。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） では、事務局から、本案件に係る経緯を簡単にご説明いたします。

資料1-1をごらんください。

本事業は、札幌市東区中沼に約25ヘクタールの一般廃棄物最終処分場を建設する事業でございますので、事業者は、札幌市環境局施設担当部となります。

本施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による届け出を要し、免許等を行う者は、環境大臣ではなく、札幌市長、同じく環境局の事業廃棄物課が担当となっております。

本施設は、その規模から、法第2種相当事業で、本来は、環境影響評価の手続を行うかどうかのスクリーニングを受けることとなります。しかし、事業者側は、スクリーニング

の判定を受けずに自主的に環境影響評価の手続を開始しているという経緯がございます。

2の手続概要をごらんください。

平成19年2月に方法書の手続を開始しております。この時点では、法改正前のために方法書の手続に法的な義務規定はございませんが、地元町内会等へ2回ほど自主的な説明会を行っております。また、この段階では事業の影響範囲がまだ確定していませんので、札幌市長意見は知事へ送付しております。知事は、札幌市長の意見を勘案して、平成19年8月に知事意見を事業者へ送付しております。

その後、調査、予測、評価に約5年間を要しております。平成24年11月に準備書の手続が開始されております。この段階で、事業実施区域とその影響範囲は札幌市域に限定されると判断されたことから、環境影響評価法第20条第4項の規定により、札幌市だけの審査及び札幌市長のみの意見送付となりました。

審査に当たっては、先ほど会長からございましたように、部会の設置、現地視察、全体会を2回、さらに、委員として魚類と昆虫の2人の専門委員を加えた形で審議を行いまして、平成25年4月に市長意見を送付しております。

市長意見を受けまして、事業者側が評価書の作成を行い、本年3月31日付で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき免許等を行う者への評価書の提出がされまして、事業廃棄物課の審査の結果、特段の意見がなかったということで、法第23条に規定しています環境大臣の助言を求めず、5月9日付で意見なしの通知が事業者になされています。事業者は、これらの通知を受けて、昨日の7月28日付で確定評価書を札幌市長へ送付し、縦覧を開始しております。

縦覧は8月27日までとなっております。評価書に対しては特に意見募集等の規定がございませんので、8月27日をもって手続が終了します。この後、法の規定に基づきまして、事後調査、報告の手続が進んでいくことになります。

以上、本案件の手続経過について簡単に説明しましたが、本事業は非常に長期にわたる事業でございますので、委員の皆様方からのアドバイスをお願いしたいと存じます。

○村尾会長 ありがとうございます。

それでは、施設担当部の方から、評価書の内容について、特に市長意見への対応状況等につきましてご説明をお願いいたします。

○事業者（及川） 私は、環境局施設管理課の及川と申します。

きょうは、私、及川と担当の宮本の2名でご説明させていただきます。

本日は、部長と課長も参加を予定していたのですが、予算関係の打ち合わせであいにく欠席しておりますので、ご了承願います。

それでは、説明に入ります。

先ほどもございましたけれども、昨年4月に本環境影響評価審議会からの答申を経て、市長意見といたしまして、現地調査の追加、予測、評価の見直し、保全措置、事後調査等の精査を評価書として取りまとめたところです。この評価書は、昨日から1カ月間の縦覧

に入っていると先ほど説明のあったとおりです。

それでは、環境影響評価書のうち、市長意見に係る部分について概要をご説明いたします。

関係資料は3点ほどございまして、事業概要をまとめた資料1-2、市長意見に対して我々事業者の見解をまとめたもの、これは環境影響評価書の抜粋になりますけれども、これが資料1-3、これをもう少し図解でかみ砕いたものが資料4となりまして、この3枚でご説明いたします。

最終処分場（仮称）北部事業予定地の概要は、資料1-2のとおりです。

まず、場所は、札幌市東区で、ほぼ北区に接しているところです。下の図の左側ですが、現在、焼却施設が廃止になりました篠路清掃工場に接した形で、この位置に事業予定地として約50ヘクタールを予定しております。その右側は今のところの施設のレイアウトですが、埋め立てブロックがA、B、C、Dと四つございまして、そのほかに浸出水調整池や雨水調整池、また、ここの浸出水は下水へ送る予定なので、下水で受けていただくための前処理施設等もレイアウトしています。

裏面に行きまして、埋め立ての方法です。

既存の山本処理場、山口処理場と同じような形で考えておりまして、順番が逆になりますが、4番の軟弱地盤対策では、土を盛ってあらかじめ地盤の強度を上げた上で3番の貯留施設を建設しまして、ごみを層状に積み上げていくような埋め立て方式で、大体12メートルぐらいの高さになる予定です。こうした方式で、既存の施設と同様に最終処分を行う予定で環境影響評価を行いました。

今後の事業の予定では、現在、平成30年ぐらいから載荷盛り土工事が行われる予定です。実は、この載荷盛り土は非常に時間を要しますので、載荷盛り土を先行して、埋め立てはかなり後になります。ごみの状況にもよりますが、平成49年ぐらいから貯留施設の造成を行いまして、ごみが減る方向にあると思いますので、実際の供用は少しおくれる可能性もありますが、平成50年代の供用開始を予定しております。

次に、資料1-3は、市長意見と私ども事業者の見解をまとめたものです。

言葉で書いている部分が多いものですから、これは参考といたしまして、次の資料1-4でご説明したいと思います。

資料1-4は、A3判のカラーで裏表の資料になります。こちらに沿って、準備書から評価書への変更点をご説明したいと思います。

2の準備書から評価書への主な変更点という部分になります。

まず、(1)の騒音です。

環境影響評価の準備書段階で、騒音、振動の予測を何点か行っております。A3判の資料の裏側に景観関係の絵がございまして、ここにポイントを落としたのですが、モエレ沼公園の東側に福移沼端線という札幌市道がありまして、黒い四角であらわしているところが中沼66番地という場所でございます。ここは市街化調整区域ですから、類型指定等は

ないのですが、このポイントの南東側に中沼町内会という団地がございます。ここを考慮して、Cの類型を当てはめて環境影響評価として予測、評価をしてきました。

資料の表に戻ります。

基準は、昼間は65デシベル、夜間は60デシベルです。表1に白抜きで書いてあるとおり、現状で昼間が69デシベル、夜間が61デシベルと、類型Cに当てはめた場合、少し超過している状況でございました。これにさらに廃棄物の車両や工事の車両が通行するというので、交通騒音に対して影響評価を行う旨のご意見をいただいたところです。

予測時期は、工事の状況や廃棄物の埋め立てでパターンが出てくるのですけれども、最大負荷になるパターンで、表の上段は埋立地内のブロック間のプレロード材、載荷盛り土材、土の移動の時期と、もう一つは、ごみの埋め立てと並行して、プレロード、土の移動を行っている時期の二つを想定しています。この結果は、表上段のほうでは増加値が0.43デシベルです。ところが、表下段の、土の移動の工事とごみの埋め立てを並行している期間は交通量が多いということで1.15デシベルほど増加になることがわかりました。

この関係で、福移沼端線に負荷が集中してしまうということがございますので、保全措置として私どもで管理できる車の通行を分散させることを検討いたしました。ルート等は評価書本書に書いてありますけれども、車の分散ということなるべく集中させないような計画としたところです。この結果、0.49デシベルほどの増加になるということで、保全措置等を行った上ではありますけれども、いずれも0.5デシベルを切る状態の値の増加に抑えられることがわかりました。

また、廃棄物の搬入は平日の昼間に限っていること、ごみの減量もまだ見込めること、さらには、篠路清掃工場の北に札幌北広島環状線という4車線の通りがありまして、ごみの受け入れルートの主要ルートになります。この道に未整備区間がございますので、江別市側に抜ける豊平川を渡る橋が未完成で、道路が整備されていない状況です。この区間も今後10年間で整備される方向で札幌市も検討を進めておりますので、先ほどの福移沼端線の交通分散も少しは考慮できるのではないかと考えているところです。

次に、(2)の鳥類です。

鳥類に関しては、猛禽類であるオオタカの営巣が何回か確認されたことと、チュウヒも、一度ですが、事業区域の近傍で繁殖行動が確認されていることを準備書で報告いたしまして、この結果、調査の継続が必要だというご意見をいただきました。そこで、事業着手の3年程度前から、繁殖状況、古巣の分布状況等の調査を再開いたしまして、これまでの調査結果と、さらに、現時点ではまだありませんが、最新のデータもあわせて保全措置を再検討いたしまして、事後調査計画も検討ということで評価書に記載させていただいたところです。

次に、表面の右側の(3)動物、昆虫類です。

準備書を作成したのが平成24年ですが、このタイミングでレッドリストが追加されまして、昆虫6種、生息の可能性が高い1種、また、道東での生息しか確認されていないヒ

ザグロナキイナゴに関してご意見をいただきました。こちらに関しては、現地調査を再度行いまして、その結果が表3にありますとおり、赤字で記載された重要種を事業区域内とその周辺で確認したところです。保全措置については、次の水生動物の項目でご説明いたします。また、ヒザグロナキイナゴに関しては、緩衝地帯に可能な範囲で雑草群落を残しまして、小さくはなりますが、生息環境を保全したいという考えで記述しています。

次に、(4)の水生動物です。

事業区域の中央に通路がございまして、開放された排水路に魚類、昆虫類、底生動物等の希少種が見つまっている状態です。こちらに関しては、準備書の段階で代償池を企画していたのですが、その選定や整備等に関してご意見をいただきました。表4以降になりますが、代償池については、適正な場所を選定した後、こちらでも事業着手の数年前に整備して、一定期間、周辺環境になじませた後、仮移植を行い、その状況を確認した上で本移植をすることで計画しております。

次に、裏面の(5)植物です。

植物に関しても移植を計画しておりまして、その移植時期、手法についてご意見をいただきました。そのご意見を参考に、まずは段階的な移植、その状況のモニタリングの後、本移植を行うこととしております。また、水生系植物であるミクリに関しては、現在のところは代償池への移植を計画しております。先ほどの代償池の関係や植物の移植に関しては、事後調査の対象としております。

次に、(6)生態系でございます。

こちらに関しましては、市長意見としまして、乾性草地、水域を代表する適切な種の選定をした上で、予測、評価の追加、保全措置の検討を行うこととのご意見をいただいております。これを受けまして、表5のとおり、上位性、典型性、特殊性の観点から代表種を選定し直し、再度、予測、評価を行っております。この結果、生息基盤への影響、水域での食物連鎖の消滅等、保全が必要なものに関しては措置を検討したところです。基本的な保全措置内容は、これまで述べてきました代償池の確保や、緩衝地帯内に雑草群落を残すことと同様になります。

次に、右側上段の(7)景観でございます。

こちらにつきましては、市長意見としまして、近隣住民の視点への配慮ということで、眺望のポイントが少ないのではないかとのご意見でした。この結果、図7ですけれども、幹線道路となるナンバー10とナンバー11、4車線以上の大きな道ですが、こちらの2カ所を追加しております。冬場も通してモニタージュ写真等で確認しておりますが、いずれにしても、影響は小さい、あるいは影響がないという予測をしております。

最後に、(8)事後調査です。

こちらにつきましては、市長意見を受けまして、計画の詳細は専門家の皆さんの助言を受けること、あるいは、客観的な評価を行うこと、また、計画がうまくいかなかった場合、環境影響が著しいことが明らかとなった場合には、関係機関の皆様と改めて協議し、必要

な助言、指導等を得て、場合によっては追加調査の実施も考えております。さらに、事後調査については適切な時期に公表するという事で評価書に取りまとめた次第でございます。

非常に雑駁な説明で申しわけありませんが、以上でございます。

○村尾会長 ありがとうございます。

最初に木田部長からありましたように、この件につきましては、評価書についての自主的なご報告ということで、特に私どもで何か審査するような対象ではございません。前々から思っていますが、審議会は、準備書の審議についてはきちんとやって、事業に入りましたら頼りになる相談相手になれるといいなというふうに私自身は思っております。

特に、この事業は、大変長い期間にわたるものでして、20年後、30年後と言われると、周囲の環境もどんなふうになっているのか、ちょっと想像がつかないようなところもございます。そういう意味では、さまざまな環境影響について私たちの想像力が問われるところですが、当審議会としても可能な限り助言をさせていただければというふうに考えてございます。

そのような立場で、今ご説明があったことにつきまして、ご質問、あるいは、少しこんなふうにご考えてみたらどうだろうというご意見がございましたらお願いしたいと思います。

いかがでございましょうか。

○森本委員 もしかしたら聞き逃したかもしれないので教えていただきたいのですが、代償池を具体的にどこに設けるか、既に候補が決まっているのでしょうか。まだ決まっていない場合は、どのように決めていくご予定なのか、お聞かせください。

○事業者（及川） 代償池の関係です。

環境影響評価の現地調査の中で、魚類の専門家から、今、生息している水の状態やその環境を確認しながら候補地の選定というお話を伺いまして、一度、実際に魚類の専門家に現地を一回りして見ていただきました。その後、通年を通して湿潤状態であるところを見ながら、逆に、夏場になると水がかれてしまうところもございまして、かなり絞り込まれてはいますけれども、最終的な特定にはまだ至っておりません。

先ほどの資料1-4の裏側の図7で申しますと、左上に篠路清掃工場と北部事業予定地が接している点があります。ここに篠路第一支線排水という河川扱いの水路的なものがあるので、この周囲がかなり湿地帯になっている状態で、はっきりした河川の形態はないのですが、広範囲に水域があるような、湿原に近いような状態になっています。そこで、私どもでは、篠路第一支線排水に接した西側のほうを代償池としてはどうかということで、今、有力な地として計画しているところです。

資料1-2で見ると、下の右側に施設のレイアウトがありますが、雨水貯留池と書いた上のほうを今は想定しております。

○森本委員 図3の雨水貯留池の上のあたりですね。

○事業者（及川） はい。

○森本委員 面積的には結構限られるように思うのですが、どうでしょうか。

○事業者（及川） 大きな面積はなかなかとりづらいかと思います。

○森本委員 図2の中で、福移湿原と書かれていますが、これはどういう位置づけですか。

○事業者（及川） こちらは、事業区域ではないのですが、ここを保護しているNPOの団体がおりまして、環境影響評価を始めた途中から、北部事業予定地の影響がこちらに及ぶのではないかという意見がかなりございました。事業予定地ではないのですが、こうした市民意見もあるということで、事業予定地に準じたエリアとして影響調査に加えて書かせていただいております。

○森本委員 ありがとうございます。

現地を見ていないので何とも言えませんが、代償地として予定されているエリアがかなり限られるということが確実なのであれば、福移湿原の状態がとてもいいのか、悪いのかにもよりますけれども、限られた場所に移植することだけを考えるのではなくて、福移湿原で代替できるような要素なのであれば、福移湿原の保全という観点もあるのかと思ったのです。もし、福移湿原が全く問題のない健全な湿原であればそういう視点は不要でしょうけれども、かなり近傍にある湿原なので、代償できるような要素がかなり含まれるのであれば、こちらの保全を考える視点もあり得るのかなというふうに考えました。

○事業者（及川） 現地をごらんになっていないというお話もありましたので、補足いたします。

福移湿原と篠路破碎工場の間には旧処分場がありまして、現在、この処分場の上にパークゴルフ場が建設されております。その際に、私ども環境局のみどりの推進部が福移湿原に接したあたりに人工的な池をつくっております。既に数年がたっております。場所はオフセットしてしまうのですが、そこも代償池的な考えができるのかなというお話は聞いたことがございます。

○村尾会長 よろしいでしょうか。

○森本委員 はい。

○村尾会長 ほかにございますか。

○遠井委員 環境保全そのものではないのですが、参考のために教えていただければと思います。

このアセスメントは、最初にご紹介いただいたように、免許の前提であったと思いますので、事後調査というのは免許の前提が変わっていないかどうかを継続的に見ていくのかと思います。その場合、先ほどお話がありましたように、これからかなり長期にわたる事業の実施となるということなので、事後調査というのはおおよそどれぐらいのインターバルでされるおつもりなのか、また、公表ということもここに書いていらっしゃると思いますので、どういう形でされるのかということが1点目です。

2点目は、その過程で大きな変更があった場合には適切な処置を講じるということでしたけれども、大きな変更がありますという情報が外から来た場合には、どういう形で受け

付けをして考慮されるのか。これはアセスの外の話だと思いますが、10年後に、例えば、周辺の住民からこんなことがありますという情報とか、自然環境保全をされている方が自主的に調査をされたところ、前提となるべきところが大変変わっているのではないかとという情報が来た場合、どういう形でそれを受理し、考慮されて反映されるのかということです。

3点目は、騒音とか、地盤が予定よりも大きく変わるとか、紛争になった場合です。その場合は、公害調停とかさまざまな紛争解決の手段があると思いますが、その手段と事後調査との関係についてはどう整理されているか、簡単に教えていただければと思います。

○事業者（及川） まず、ごみの埋め立ての前提に載荷盛り土の関係がありますが、当然、その前に代償池や移植等が必要になります。

一つ目の事後調査のタイミングというのは、載荷盛り土を行う前に、つくり上げた代償池や移植場所に本移植をした状態を確認した段階で、まずは1度目の事後調査報告のタイミングになるのではないかと考えております。ごみの埋め立ての影響に関しては、埋め立て期間が十数年に及ぶものですから、最終的にはそのタイミングになって、その時点で当初に計画した保全措置が有効かということになると思いますので、私個人としては最低でも2段階に分けた形になるのではないかと考えているところです。

最終処分場と清掃工場については、一般廃棄物処理施設は環境負荷が非常に大きいということがございまして、廃棄物処理法の中では紙で維持管理記録をすることになっていましたが、3年ぐらい前に法改正があって、環境影響評価と一緒に、インターネットでの公表が義務づけられております。既存の最終処分場や清掃工場が3カ所ありますけれども、こちらは、毎月、維持管理状況を報告している状況です。さらに、周辺町内会等とは密接に関係しておりますから、例えばダイオキシンの値の報告も行っております。こちらも、中沼連合町内会と密接にコンタクトをとっております。同意書はまだもらっておりませんが、最近では、同意書というよりも、協定的なものを結んで、生活環境や自然環境への影響がないか、お互いに約束し合って事業を進めることが一般的になってきておりますので、まずは周辺の住民の方とそういった協定を結び、こちら情報提供して、実際にやっていることも検証してもらいながら事業を進めることが必要になるかと思っております。

それから、最悪の状態になった場合というのは余り想定しておりませんが、まずは、維持管理基準を遵守しながら事業を進めていくことになっていくと思います。また、突発的な予測し得なかったような状況が起きた場合は、その時点になってしまうのかもしれませんが、そこで事業を検証しながら進めることが必要になるのではないかと考えております。

また、廃棄物処理法がより強化されて、今考えている構造では対応できないということであれば、またそれを取り込まなければならなくなると思っております。その辺は、事業期間が長いこともありますので、確認しながら進めたいと思っております。

札幌市内で調停等に至ったようなごみ処理に関する大きな紛争は、幸いにしてこれまで

起きておりませんが、そのためにも、我々は今ある施設の維持管理をしっかり踏まえて、これからの処分場も含めて施設づくりをしていきたいと考えております。

○遠井委員 私が余り理解できていないのかもしれませんが、そうすると、1点目に関しては、定期的に5年ごとではなくて、事業の段階に応じて予定されているということでしょうか。

○事業者（及川） 最初に土を盛るのは平成30年度ごろを予定しておりますけれども、代償池に関してはその前ということで、一番最初に池をつくることになります。ですから、プレロードをした後というタイミングで1回目と。また、植物の移植ですが、場所によってはタイミングが少しおくれるかもしれません。そのエリアを改変する数年前に移植することになるとは思います。水生系のものと、フクジュソウ等もありますし、場所が違ってくるもあると思いますから、本移植を行った時点ということですが、そういったことで事後調査報告のタイミングは少し変わってくるかもしれないということでございます。

○遠井委員 2点目、3点目につきましては、特に公式な申し立ての手続があるわけではなく、相互の協定や協議など、なるべく日常的な話し合いで解決するというご回答だったかと思います。その場合、できてからではなくて、事業途中から相互に協定等を結んで、最悪の場合にはどうするかというように、紛争解決も含めて協定をつくっていかれるということでしょうか。

○事業者（及川） 当然、住民合意は事業着手前に何らかの形で必要になってくるものですから、実際に我々が現地を改変する前に協定等を結ぶ必要があると考えています。その中で、今おっしゃっている調停や紛争等も含めた内容まで盛り込むかというところは、少し検討させていただきます。

○村尾会長 ほかにございますでしょうか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 済みません。皆さんが誤解されないように、1点よろしいですか。

私は、先ほど事業規模が約25ヘクタールと、事業者側からの説明では50ヘクタールと言われましたけれども、アセスの規模要件は廃棄物を埋め立てる池の大きさになっておりますので、それが約25ヘクタール。事業全体の実施予定エリアが50ヘクタールということですので、アセスメント法の規模要件としては25ヘクタールが2種の規模になっているということでございます。

○事業者（及川） 補足します。

先ほどの資料1-2の1ページの右下の図ですけれども、今、宮下係長がおっしゃっていたのは、赤線のエリアが25.4ヘクタールです。この外側に附帯施設をつくりながら約50メートルの緩衝地帯を設けまして、附帯施設と緩衝地帯の面積を合わせたものが赤い一点鎖線で示した面積で約50ヘクタールということでございます。

○村尾会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○村尾会長 特にないようでしたら、これで(仮称)北部事業予定地の評価書の説明を終了させていただきます。

施設担当部の皆さん、本日のご説明を大変ありがとうございました。

今後、盛り土が早く平成30年度ということで大分先のお話になりますが、事業の進捗に応じて、私どもも協力して適切な環境への配慮をやっていければと思っております。

本日は、大変ありがとうございました。

それでは、これにてご退席ください。

[事業者退室]

○村尾会長 私どもも、ここで5分程度の休憩をとることにいたします。

[休 憩]

○村尾会長 それでは、会議を再開いたします。

次は、二つ目の議題に入りたいと思います。

二つ目は、改正条例の運用に関してもろもろの課題がございます、その2回目の審議でございます。今回は、アセス図書などの電子データに関係する幾つかの検討内容が挙げられてございます。それぞれの内容がかなり関連してございますので、まずは事務局から一括して説明をいただいて、その後、一つずつご相談させていただきたいと思っております。

では、よろしく願いいたします。

○事務局(宮下環境影響評価担当係長) それでは、資料2-1からご説明いたしますので、ごらんください。

先ほどもありましたように、昨年の条例改正で、図書の縦覧延長と幾つかの課題が挙げられました。これに関して、政令指定都市について、条例改正後、聞き取り調査を行いました。その結果が参考資料1から3までの表になっており、それをまとめたものが資料2-1となります。

政令市は、ここでは16自治体となっておりますが、条例をまだ持っていない政令市として相模原市や岡山市、浜松市等がございますので、そこはカウントしておりません。また、熊本市については、まだ条例はないのですが、いろいろ回答をいただきましたので、内容によっては加算しております。

まず、1の(1)のア)は、事業者から電子データの提供を受ける制度を有しているかどうかでございます。これは、16自治体中11自治体は何らかの形で電子データの提供を受けていることになっております。電子データの提供を受けていない自治体については、電子縦覧者が市長ではない、事業者が行うもので、電子データの提供を受ける必要はないという回答でございました。

電子データの提供を受けている11自治体に主な目的について聞きました。これは、複

数回答ですので、合計が16にはなっておりません。また、東京都も入っていますので、首長という表現をしていますが、首長による電子縦覧を行うために10自治体、電子縦覧の延長を行うために7自治体、また、事業者による電子縦覧のためというのが2自治体ございまして、ほとんどのところは首長が何らかの形で電子データを縦覧に活用するということになっています。

ただ、その中で、条例、規則、要綱等を定めているところが全てではございません。条例、規則で規定して首長が電子縦覧を行うところが6自治体でございます。それから、電子縦覧の延長について、要綱で規定しているところが3自治体、7自治体のうち4自治体は規定がありません。ある面、口頭で事業者から同意をもらってという形かと思えます。

それから、右のページに行きまして、(2)でございます。

電子縦覧を延長する場合にどのような制度で行っているかについては、先ほどの首長による電子縦覧を行う10自治体も含めて、延長制度を条例施行規則で行っているところが1自治体で、これは事業者が行うことになっています。それから、要綱、要領などを定めて首長が行うところが3自治体、技術指針の中で事業者の努力規定として行うとなっているのが1自治体です。それ以外に5自治体がありますが、これは、首長が電子縦覧の延長を行うけれども、あくまでも事業者が口頭で同意した場合でございます。

その継続期間についての内訳は、表の右側になりますが、評価書の縦覧が終わるまでほかの図書は継続してくださいというところが一つ、それから、次の図書の公表まで行ってください、ただし、最終図書は、これは評価書の場合もありますし、事後調査報告書の場合もありますが、1年間は必ず縦覧を延長してくださいというふうになっています。また、手続終了後は、評価書と考えられる場合もありますし、事後調査報告書の場合もありますが、それが終わってから10年間は公開してくださいとしているところが一つです。それから、事後調査終了以降、事業者の申し出があるまで永遠にというところが一つでございます。ほかの自治体については、特に期間の設定等がありません。無期限というかなり厳しいところが一つありました。参考資料を見ていただければどこの市がどういう形をとっているかわかるかと思えます。

(3)は、電子縦覧とは若干違いますが、図書縦覧で図書を紙で縦覧しているときにそれを貸し出しているかどうか、複写、コピーを提供しているかどうかについて調べました。

首長が図書(紙)で縦覧しているところが13自治体で、事業者が行うところが3自治体ですが、大体半々の内訳になっております。首長が紙での図書を縦覧して行って、さらにそれを貸し出すという制度を持っているところが半分の6自治体です。事業者が縦覧を行っているけれども、自治体が貸し出すところが下から2段目で1自治体でございます。コピーについては、基本的には事業者の同意というところでしょうけれども、後ほど説明いたしますが、上から3段目にあります自治体文書館や情報センターでの複写です。コピー1枚につき10円とか5円という料金規定を定めて、自由に縦覧して、そのときにコピー申請をしているところもございます。それから、特にコピーには対応していないけれども、

情報公開制度で請求があった場合に、必要とする部分について開示できる場合はコピーを
すると。札幌市にもそういう制度がありますが、これは有料でコピーサービスを行って
います。

次のページに入りまして、今度は紙ではなく、電子データが複写対応されているかどう
かです。

先ほどは紙での図書の縦覧の区分でしたけれども、電子縦覧になった場合は、首長が縦
覧実施者である数は13自治体から9自治体に減っております。この中で、コピーも認め
ているところが3自治体、それから、事業者が縦覧を行って、事業者自身がコピーを認め
ているところが5自治体、案件にもよるかと思えますけれども、おおむねこういう区分に
なっております。この結果からわかることは、下に丸が二つ書いてありますが、特に二つ
目の事業者が電子縦覧を行っている場合は事業者の判断次第になるかと思えます。

それから、電子縦覧をする上で、著作権保護に関する記述、記載がどういうふうになっ
ているか聞きました。これはホームページで確認していただければわかりますが、首長が
電子縦覧を行っている9自治体については、官民にかかわらず、事業者の著作権にかかわ
る何らかの配慮をしているところが5自治体、約半分弱の4自治体は記載がありません。
それから、事業者が電子縦覧を行っている場合、行政の関与はほとんどない状況にありま
した。

では、札幌市の状況ということで確認させていただきます。

電子データの提供については、最近では市の部局が事業者であることが多いため、我々も
電子データを併用してもらっています。それから、電子データは、図書の保管でも紙のか
わりに使っておりますし、委員の皆様にも紙で提供するかわりにPDFファイルでご提供
しております。

また、縦覧の実施者は、電子縦覧、図書のどちらも現条例では事業者になっております。

縦覧の延長は、技術指針で努力規定という形で書いております。実は、30日間の縦覧
をした後、意見募集がさらに14日間あります。この期間の延長については、今まで拒否
した事業者は一つもございません。これについては、口頭で同意をいただいております。
下に、米印で自主的に3カ月間縦覧を継続した事業者ありとなっております。これについ
ては、ことし終わりました創世1.1.1区（さんく）のうちの北1西1地区事業について、自主
的に評価書が3カ月継続した事例であります。それ以外の電子縦覧については、30日プ
ラス14日で終了のものがほとんどでございます。

図書の貸し出し、複写の要望については、市民から私どもに直接の申し出があった場合
はほとんどありません。ただ、何件かありまして、あった場合は、事業者に相手方の連絡
先を伝えて連絡してもらおう、あるいは、事業者側へ直接連絡してもらおうという対応をして
います。区役所で縦覧している場合も同じように問い合わせがある場合がありますので、
それについては事業部局の連絡先を伝える形をとっております。

電子データの複写ですけれども、ほとんどが事業者の判断です。札幌市が事業者である

場合は、データ複写ができ、印刷がかけられる形になっていることが多いのですが、民間の場合、印刷はできなくて閲覧だけのところもありました。

著作権上の配慮については、札幌市のホームページでは特に記載しておりません。

次に資料２－２を引き続きご説明いたします。

これは、資料２－１をもとに、札幌市の現状、今までの課題等の経緯を整理して、今後、どう対応していくか、６ページにわたって記載したものでございます。

まず、基本的な考え方というところで、（１）から順にご説明いたします。

先ほども述べましたように、条例改正時のパブリックコメントで、制度を継続してほしい、検討してくださいということで、札幌市としても、当時、今後は仕組みづくりを検討していきますと回答しております。審議会からは、平成２５年３月２２日付の条例改正のあり方について答申がありました。ここでは札幌市長が引き続いてやりなさいということは書いておりませんが、制度として、事業者が引き続き公表をするべき、次の段階の図書までは努めてほしい、そういうふうにするべきであるという答申をいただいております。この時点では条例や規則に直接反映することはできなかったため、技術指針中の第５、配慮書等の公表等の４番に、インターネット上の掲載の継続を事業者が努力してくださいということに記載しております。

ただ、これでは、あくまでも事業者の努力規定ということで、パブリックコメントにあった市長が継続して事業の縦覧を行ってほしいということの根本対応にはなっておりませんので、さらなる制度を目指したいというところがございます。

そういう制度を行っていくことのほかの理由として、アセス制度全体から考えますと、時と場所を限定しないで、その図書、事業に関する情報を市民がいつでも継続的に入手する制度がやはり必要であろうと考えております。それから、これは私ども行政の立場になります。紙で分厚い図書がどんどんふえていきますと、保管場所がもう限界に達してきております。そこで、電子データによるサーバー保管が適切であり、そのように対応したいということもございます。また、条例施行以来、案件数も大分ふえておりまして、今までの案件情報は、次の新しい事業への指導や審査のときにも十分利用できるだろうということもあります。それから、これは法でも条例でも規定されましたけれども、配慮書手続で事業者から行政が持っている情報について提供していただければ、行政側としてその情報を提供しなければならないという義務があります。持っている情報で公開できるものについては事業者にも利用してもらえるようにすることが必要になってくるので、紙より、電子データのほうが十分に対応できるということでもあります。

それから、昨今、環境問題に対する市民の関心が非常に高まってきております。市でも出前講座という制度を行っておりますし、また、例えば、日本環境アセスメント協会の講習会や環境省の北海道事務所の講習会等で我々が講師として参加することもございまして、そういうときにたくさんのデータを使いながら講習会の資料をつくる場合も出てきますの

で、そういうものにも活用していきたいと考えております。また、今いろいろと事業を進めていますが、生物多様性に関するいろいろな取り組みにアセスでの生物自然環境データは非常に有効だということがありますので、これらにも活用していきたいと思っておりますので、紙の情報より、電子データの情報のほうが扱いやすいということでございます。

そういうことで、電子データの提供、利用等に係る規定の整備が必要ですが、他都市の状況を見ましても、条例施行規則で義務づけているところはまだ非常に少ない状態でございます。法では、努力規定として解説が出ているだけでございます。それから、データを含めて、図書をつくる事業者には著作権が残りますので、これを利用することになると一定の契約が必要になります。そこで、事業者の同意を前提として規定を創設するべきではないかと考えております。

それから、(3)の電子縦覧を継続する図書については、確かに技術指針の中では要約書でも可と書いておりますが、要約書であればデータ部分が非常に簡素化されて少ないために、それを見た人が詳細な比較検討をしたい場合に使い物にならない場合がありますので、基本的に本編を継続することが必要かと考えております。

縦覧期間については、先ほどの各都市の状況を考えまして、審議会からのご意見等もありますが、次の図書が出るまでは最低でも公表を続けることがいいかと思っております。場合によっては、特に、準備書と評価書の関係などは、どこがどう変わったのか、比較検討して、それを見たいという方もいらっしゃると思いますので、評価書の縦覧が終わるまでは準備書の縦覧を続けるようなやり方もあるかと思っております。それから、事後調査があった場合については、評価書の中でいろいろたっていることが事後調査で本当に適切に行われているのか、環境保全の措置がきちんととられているのか、約束したとおりにやっているのかということを見るためにも、評価書については、ある程度の期間対応が必要になるかと思っております。

そこで、4ページの表の7番にいろいろなパターンを例示してみました。どんな取り扱いをしていけばいいのか、私どもも決めかねているところがありますので、委員の皆様のご意見をいただきたいと思っております。

(5)は、図書の貸し出し、電子データの複写についてです。

これは、著作権等の規定をいろいろ勘案しますと、確かに市民がデータを自由に入手できる制度は必要ではありますが、あくまでも事前に事業者の同意を得た上で、オーケーであれば電子データを印刷できる、ダウンロードできる形をとることは可能かと思っております。相手が拒否した場合は無理となりますが、この辺の同意を取りつける手続が必要かと思っております。

最後に、図書ではないのですが、評価書、準備書等に記載されている住民意見、市長意見に対する事業者見解があります。これは、条例の規定で、事業者からもらったものを、市長が、20日間、告示、縦覧しておりますが、20日間経ったら、縦覧は終了し、次の図書が出るまで事業者見解が見られなくなっています。しかし、これはかなり大事な部分

だと思しますので、これも著作物に当たることから著作権上の事業者の同意を得た上で、今、札幌市長意見が半永久的にホームページで継続しているのと同じような形で載せたいと考えております。最低でも、その事業の最終手続が終わって、最後の図書の縦覧が終わるまで継続したいと考えております。

もし、これらをもとにこういう制度をつくるとしたら、今の段階での条例、規則では事業者への負担が強過ぎるということで、市の法令を担当している総務局とも相談したところ、条例、規則にするならそれなりの背景や札幌市でなぜ必要なのかという強力な意見がなければ議案として議会に出すことは非常に厳しいと言われております。札幌市のアセス制度というのは、あくまでも事業者が主体的になって行うという性格を有しておりますので、そこをできるだけ進めるということであれば、義務ではなく、相手が納得した上でやっていただくという要綱による制度が一番いいのではないかと考えております。要綱をつくった上に、さらに事務取り扱いの規定等もつくりますと、扱いが煩雑になる可能性もありますので、一本の規定の中で事務的な取り扱いも全部合わせた形でつくりたいというのが今の札幌市の考えでございます。

4 ページ目では、どういう規定を記載するかということを表にしております。

ページをめくっていただきまして、要綱のことをご議論いただくほかに、インターネットに関係する制度を新しくつくるとなった場合、現状としてインターネット環境がなく、紙でしか見られない市民もおります。よく、ホームページに載せていますと市が言うと、市民からお怒りを受けることがあります。私はインターネットを使えません、何でもかんでもインターネットやホームページでやっているというのは困ったものですという苦情をいただくことがありますので、これについても、紙で縦覧を続ける場合はどこの場所で誰が行うかもあわせてご意見をいただければと思います。

それから、本日の議題 1 もそうですが、資料 1 - 2 から資料 1 - 4 については、審議会から事業者に要請した資料という形をとっております。それを事務局がまとめてこの会議の場でご提供しておりますが、これについて、会議資料としてホームページ上に載せることの正式な同意を得てはございません。従前の流れで公表しているだけでございます。

今回は事業者が市の部局であるので、当然、公開するという前提で提供してくれていますが、民間企業であれば会議の委員だけの資料で一般には見せられませんという場合もあるかと思っております。これについても、あわせて要綱の中で規定を設けたいと考えております。

それから、もし要綱を制定することになりますと、技術指針の中でも要綱について幾つか触れたいと考えております。それに伴いまして、変更、削除、新規に追加する場所について 6 ページの囲みの中でご提示させていただいております。

以上の点について、審議会の委員の皆様のご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○村尾会長 たくさんの内容をご説明いただきました。

正直、私も捉えどころが難しいのですが、お手元に資料 2 - 2 の概要（メモ）というも

のがございます。きょうは、どこかにフォーカスして皆さんとの議論を高めるといふより、どちらかというといふ、今あつた基本的な考え方について皆さんのご意見を伺うとともに、ご意見があつたら細かい部分について少し頭出しをしていただいて、今後の議論のための資料にしたいというようないふところもございふます。

そういうこといふで、このメモに從い、概要の①から⑦を今ご説明のレジュメとして見ていただいて順番に皆さんの意見を伺つてまいります。①の事業者が公表を継続しない場合は市長がかわつて継続する制度を導入したいから始まつて⑦まで、短くまとめたものでございふますから、関連する項目であれば何でも結構なので、ご意見をいただければと思ひます。○事務局（宮下環境影響評価担当係長） この資料づくりは去年からやつておひまして、私どもも、どうまとめていいのいふか、非常に苦労しました。先月、遠井委員と個別に打ち合わせをさせていただいて、いろいろな課題、問題点についてある程度の整理をさせていただきました。それをもとに、環境局だけで決められる問題ではあるのいふですが、行政部法制課と、こういう制度をつくること自体に問題がないのいふかどうか、問題があつた場合はどのようないふところにひっかかりが出てくるのいふか、検討を重ねてきまして、それが参考資料の4番から6番でございふます。

関係する法令としては、まず、著作権法上の取り扱ひという一番厳しいところもございふます。それから、参考資料5は、情報公開制度に係る解釈で、重要なのは一番最後の3番、また、参考資料4は、大事な結論としては二重四角で囲んであるところもございふます。資料6の個人情報保護制度ですが、こちらに抵触する部分がないのいふか、洗い出しをしたものが3番のアセス図書等に関する個人情報保護法の解釈という表でございふます。こちらは、遠井委員と大まかなお話をした後、法制課に確認をとつて、支障なしということもございふました。

ただ、著作権にかかわることは、ここに書いてある以外にもございふます。実は、きのう、私は文化庁のセミナーを受講してききましたが、文化庁の職員で弁護士も兼ねてある方から、著作権法の解釈についてこれ以外の部分もいろいろお聞きいたしました。相手の同意をもらつたとき、いわゆる財産権としての著作権は行政に移行したとしても、個人自体、その人自体がつくつたということ、著作者であるということ、いわゆる著作人格権は移行しない場合があるそうです。そこについてのきちんとしてた取り決めをしていないと、受け取つた行政が勝手に使つたとき、つまり、案件情報をアレンジして使つた場合、財産権ではアレンジして使つていいといふっていても、人格権の中ではアレンジは本人しかできない、停止させられる権限があるそうです。そういうときに、そこで法律上の食い違ひが出てくるので、そこについてきちんとして同意をとるべきだといふお話がありました。そういうところは、行政が意外に見落として後でトラブルが起こることがあるそうで、例えば「ひこにゃんキャラクター」がかなり問題になつたことがございふました。

きのうのセミナーでの実例では、北見市が市内の水質調査を北見工大に委託し、北見工大ではある講座の准教授の先生にその調査をお願いしました。ところが、その准教授の先

生が、都合で、1年間、学校に来られない状態になりました。どういう処分を受けたのかわかりませんが、来られなくなったのです。ところが、報告書は、その先生がいなくても、北見工大から北見市に毎年提出されているのです。フォーマットの中のデータをを変えて、コメントを変えて出しているわけです。そこで、本をつくったのは私だ、著作者のいないところで勝手に直した報告書を北見市に毎年出しているのはけしからんということで、准教授が裁判を起こしました。ただ、このときは、その先生がつくったものは大学のものに帰属してしまっているので、その先生がいなくても大学がつくった形になるという判決が出まして、その先生は裁判で負けたということでした。

こういうトラブルが発生することがあります。事業者と市役所の関係がいいときはいいのですが、何かのことで悪化したときに、トラブルとなって損害賠償の請求などということもあります。この辺については、著作権法に係るいろいろな権利、義務について相手の同意をもらえるか、もらえないのか、この要綱の中で同意書をつくり、項目ごとにきちんと掲載し、それに丸をつけてもらうなど、きちんと同意をもらった形で市が活用する制度にしたいと考えております。きょうの資料に間に合わずにおつけできませんでしたが、意外と見落とすところが沢山ありそうです。我々は、それをコピーしていいかとか、引用していいかとか、どうしてもそういうふうに捉える部分が多いのですが、アレンジしたときなどはふだん想定していない問題となりますので、そういうことも含めてやっていきたいと考えております。

もう一つは、前にメールで皆様にお送りした資料で、参考資料7としてつけようと思っていたものですが、文書保存の関係です。これについては、アセス条例の解釈、運用というよりは、札幌市全体の文書、図書の問題です。札幌市では、豊水すすきの駅の近くに公文書館ができ、公文書管理の条例もできましたので、重要な図書については永年保存されて、市民が申請をすると閲覧もでき、コピーもとれる制度が昨年度から始まりました。どんな図書があるのか検索したところ、実は、石狩湾新港ができるときの道条例のアセス書が公文書館に永久保存されております。ですから、今ある我々の図書についても、電子データも含めて、どの程度保存するかは札幌市の文書管理の問題となりますので、今回は資料をつけておりません。

以上、補足ですが、かえって複雑になってしまったかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○遠井委員 私も著作権法にそれほど詳しいわけではないので、いろいろと教えていただいているほうが多いのですが、多分、アセスの審議会での問題は、著作権法を解釈することではなく、ここで議論すべきことは何かというと、恐らく、法律が改正になってウェブ上での図書の電子縦覧化が義務とされたことが一つのきっかけだと思うのです。それによって、先ほどから何度か出ていますように、著作権法上の著作物としての権利が十全な形で著作者にあるのは変わりませんが、縦覧をした段階で拡散されるわけですから、それに一定程度同意をしている形で権利の中に少し違う要素が入ってくるのではないかというこ

とがまず前提だと思うのです。それによって、従来ほど100%の同意権が著作者にあるのではなく、やはり、若干は弱められてきたと。その中で、関係する環境省や道庁が今までどう対応していたのか、この機会に関係者に聞いたのですが、かつては、事後的には、公表は絶対に拒否されていたらしいのです。ところが、法律が変わってくるとそれもできない状況になってきたので、ある意味ではこういう対応をとるのに機が熟してきたということが一つだと思います。

その上で、これが望ましいかどうかというときに、関連するのは、やはりアセスなので、アセスの趣旨としてこういう形で公開する、あるいは、延長したり事後的に保存していくことが必要になるだろうということだと思います。もう一つ、そこにどういう法的課題があるかということ、事業者自体が著作権を持っていることとか、情報公開法に基づく行政の責務は何なのか、また、個人情報はどうかということだと思います。

そこを整理すると、行政と事業者と市民の関係で見た場合、アセスというのは、一つは事業者の自主的取り組みですけれども、行政の許認可のプロセスにかませることによって、結果として行政の処分の根拠にもなるわけですね。ですから、先ほどから永年保存をするかどうかと出ているのは、これについては市民が民主的にコントロールするのが大事なので、市民から見れば、行政の決定の根拠としての情報にいつでもアクセスできるようにすることが必要ではないかと。そういう中で、どこまで認めるのかということを検討する必要があると思います。

しかし一方で、行政が文書自体をつくっているのではなく、事業者の自主的取り組みであるということによって今のような著作権という限界が出てきます。ただ、例えば、生データは著作物にならないのではないかとということ、これに関しては切り分けができるという話もあります。そうすると、ほかの施策に使う可能性も出てくるので、では、これはどうしましょうかということの一つだと思うのです。

もう一つは、生データさえ公開すればいいかということですが、これが今までの情報公開条例というか、法律の考え方でした。しかし、先週、別の研究会でたまたま聞いてきたのですが、アカウントビリティーというのは情報公開とイコールではないけれども、日本ではよく誤解されていると。つまり、行政がなぜこういう決定をしたのかということをも市民に対して説明することがアカウントビリティーであって、それは生データだけを出せばいいのではなく、それに関する行政の見解、意見をきちんと説明しなければいけないのだと説明されていました。つまり、こうした評価書やそれに対する市長意見を含めたものは、まさに行政のアカウントビリティーを果たすために公開が必要だという考え方になると思います。そうすると、今のように、権利自体は事業者に帰属していても、行政の今のアカウントビリティーの範囲ではやはり公開しなければいけないということで、そのせめぎ合いの中でどこまでやるのか、時間的にも事項的にもどうすべきなのかということが二つ目だと思います。

三つ目は、文書と電子データを区別するかどうかという話です。これは、今のように義

務化されて、電子縦覧に同意している以上は、著作権に対する制約はある程度同意しているわけですから、それ以降は行政サービスの内容として考えればいいので、法律的にどちらを区別しなければいけないという話ではないのではないかと思います。

○村尾会長　ますます難しくなってきました。

この審議会で何を議論しなければいけないか。恐らく、昨年の議論もそうでしたけれども、ここに書かれている①から③で、例えば、市長がかわって継続する制度をつくりたいとか、いろいろなものに活用したい、そのために電子データの提供を大いに利用しようということに反対される方はまずいないと思います。それをやるためには、今、遠井委員がおっしゃったように、いろいろな問題をどの辺で決めたらいいかということがあって、私はこう思うでは済まないようなところになるろうかと思うのです。ですから、その点はなかなか難しいかと思っています。

まず、①から③をまとめてしまいますと、市長がかわって公表を継続する制度は導入する方向で考える、そして、データを関連事業で活用したい、そのために電子データによって提供を受けるという方向で考えていくことに関しては、皆さんもよろしいかと思っています。

一つ、質問ですが、資料2-1で電子データの複写サービスという書き方をされておりますけれども、これはダウンロードができるということと、印刷できるかできないかを複写サービスと呼んでいるのでしょうか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長）　①に紙のコピー、複写対応とありますが、それに連動して見せて、電子データをネット上で見て、それを印刷できるか、できないかと。

○村尾会長　ダウンロードも含めているのでしょうか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長）　ホームページ上でしか見られなくて、ファイルを自分のパソコンに取り入れることについては質問しておりません。あくまでも紙に印刷できるかどうかだけを聞いております。

○村尾会長　わかりました。そういう内容ですね。

○赤松委員　幾つか質問があります。

基本的なことで、私が今までのところでスキップしてしまったかもしれませんが、ここで言っている電子データという言葉は、先ほど遠井委員が生データという言葉が使われましたが、書籍をPDF化したものだけを言っているのですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長）　実は、今回はおつけしていませんが、参考として、東京都では、図書をPDFでそのままもらった場合のほかに提出してもらうものとしては、エクセルにCSV化したデータとして、エクセルに落とし直したデータを、それも番号がついて、フォーマットされて見せて、東京都の技術指針なのか、規則なのか、わからないですけれども、決まった順番に図書を組み立てていくときに対応したデータをエクセルに全部直して、どこに対応しているかがわかるというものが入っています。ほかの市は、参考資料1を見ていただくと、電子データで出さないと言っているのは、あくまでも図書自体をそのままPDF化したもので、容量が余り大きくならないように、例えば

2メガバイト以下に章分けして出してくださいということです。

札幌市の場合、東京都までするといろいろなことに活用できるのですが、データ処理において我々の能力を超えてしまうところが若干あります。生物の希少種情報のデータに落とし直す、あるいは、市で調査していないところで実測した騒音関係のデータをほかのものに切り張りして活用したり、あるいは、グラフ化したり、マッピングしたりするにはCSV化したデータでもらったほうがいいと思います。しかし、今のところ、ほかの市では図書内容だけを画像化したという形です。

先ほどの遠井委員の紙と電子データを分ける必要はないというお話は、確かに、仙台市やさいたま市では規則で提出しなさいと言っているので、分ける必要がなく、紙も電子データも同じと考えられるかなと思います。

先ほどの生データというのは、著作権法上の著作物に当たらない、事実の数字であって、誰が測定しても人によって変わるわけではないものだと思います。

○赤松委員 ありがとうございます。

ここに今後の関連事業へ活用したいと書いてあったので、この電子データというのは、できれば東京都のようなデータも含むべきかと私は思っているのです。今の時点で使えなかったとしても、何年か前にデータベースをおつくりになられたときに、古くからの書籍を全部入力されるのはすごいことだったと思うのです。そういったことがあれば使えるわけです。紙のものだったら誰かが持って行ってそれをスキャンすればできてしまうだけの話なので、いずれは情報を提供するのであれば、CSV化したデータも同様に扱うべきではないかと思います。これから要綱をつくるということであれば、それは今後のアセスにも活用されるわけですから、そういうことを目指されたほうがいいのではないかというふうに考えました。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 今回の参考資料1では、要綱、要領、条例、規則ではどう書いているかということを中心に全部集めているのですが、実際の規定を印刷しますとかなりの量になってしまうので、委員の皆様にはお配りしておりません。大体は横浜市や川崎市で書いているような内容が多いのですが、先ほどご説明しましたように、東京都だけは、要綱のほかに、電子データの取扱要領というマニュアルがありまして、どういう情報を何番に配列して、こういうふうにしなさいという規定がございます。それを参考にさせてもらえれば、札幌市の図書の構成に合わせたデータの場所がエクセルシートの中に入ってくるという形で全部対応しますので、活用はできます。本当の生データですね。どこで測定したか、予測値はどうか、ここにこういう動物がいたとか、こういう植物がいたということが全部そこに数値化、記号化されて出てきますので、活用はできるかなと思います。

○半澤委員 きょうの議論で我々が何を答えればいいのか、なかなか難しいのですけれども、今のお話の中で、②の関連事業へ活用するということでは、東京都はまさにデータまで提供させています。データというのは、実測データとか、エクセルなどの数表で使われ

たものが、別途、提供されているということですね。それは、多分、表そのものにも著作権があって、今も生データとおっしゃいましたけれども、我々の工学分野では測定した人の意図やわかり方、やり方によって違ったデータが出てきたりもします。つまり、ありのままとおっしゃっても、それはやっぱりつくった人に著作権があって、それを引用するときには、当然、誰がどこではかったデータかということをしちんとして引用するという前提がないと、簡単に活用できるものではないと思います。ですから、ほかに使えるようにすることは非常に重要で、いいことだと思うのですが、その辺もケアしておかないといけないだろうと思うので、札幌市が一足飛びに東京都のような方法まで行くのはなかなか難しい気がいたします。

例えば、昨年度にやっていた創世1.1.1区（さんく）や北8西1のような建築図面が出てきますね。設計図書というのはまさに著作物でございますので、それをどこかに転用するのは場合によっては不可能なこともございますので、そういうこともある程度は配慮しておかなければいけないというふうに思います。

○村尾会長 ありがとうございます。

全体の中身をどうしていくかということと同時に、今のようにデータをエクセルで公表するとか、特に、今度、配慮書が出てきたときに、PDFで開いてみたらいきなり100何十ページあって、こんなものを見るのかという話にもなりますし、書いている文章も、アセス用語というのでしょうか、一般の人に非常にわかりづらい言葉で書かれているとか、そういった内容に関してはこの審議会でもっと工夫できるのではないとか、そういう議論は可能かと思えます。しかし、実際にどういう提供をするかというのは、先ほどから意見が出ているように著作権上のいろいろな問題があるかと思えます。

時間も大分迫ってまいりましたので、きょうは、④から⑦をもう一度見て、ご質問をいただいた上でまた次回に引き継ぎたいと思っております。

④は、アセス図書及び電子データに関しては著作物に該当するであろうというお話です。できるだけ事業者の同意のもとで、しかし、提供は可能な限り行いたいということです。⑤は、縦覧図書の貸し出し、複写、電子データの印刷を推奨して、できるだけ市民にアセス情報の提供を進めたいと。これは、条例改正の一つの大きな柱でもございますので、ご異議はないかと思えます。⑥は、以上の取り扱いを規定するために、新たに要綱を作成するという方向で今後は進めたい、それから、技術指針についても、要綱に関連する記載を追加する方向で進めてまいりたいということです。

このことに関連して、何かご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

○宮木委員 質問させていただきます。

継続の公表時期をいつにするかということがいろいろありましたけれども、いつまでにしないといけない理由というのはどういうことでしょうか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 例えば、今、評価書ができたとして、評価書ができるまで準備書を継続しておかなければならない理由ということですか。

○宮木委員 それ以降は見られないわけですね。いつまでと制限する根拠です。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 関係なく、全ての図書をずっと見られるようにすればいいのではないかとということですね。

○宮木委員 そういうことです。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 方法書は、準備書が出たからもういいということではなくて、評価書が出ているときでも準備書は見られるほうがいいと。

○宮木委員 ですから、閲覧の期限を切ったほうが良いという理由は何だろうかということですね。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） これは、比較検討をするという部分で、準備書に方法書で書いた手法がおかしいという市長意見が出まして、それを準備書で修正して、こういうふうにして調査をやりましたということがわかれば、古い段階のものについてはいつまでも見てもしょうがないというのが一つの理由です。それから、方法書、準備書、配慮書には、共通に事業予定地周辺の地域の状況が載っておりますが、たえず変わっていくので最新のものが見られればいいわけです。方法書に5年前の状況が載っていて、今とどう違っているか比較することはあるかもしれませんが、そこまで必要なのか、最新の状況が見られればいいということで、古い図書はある程度まで来たら見られなくなっても構わないという考えにしました。これは、サーバーの容量があればいいのですけれども、例えば、社内で確保できなくて、外部に借りている場合、ずっと契約して使用料を払い続けなければならないという経済的負担もありますので、行政がそこまでできるのかということもありまして、最新の情報が見られて一つ前のものとある程度比較できればいいという考え方で割り切ったわけでございます。

○森本委員 今のご意見とご説明に関連して、実は、私もちょっと気になっていました。

その場その場で今はどうなっているか、前回の意見がどう反映されたかを市民の方が確認していく意味では、今のような考え方でいいと思うのです。ただ、審査も終わって、実際に施工段階に進んで、何年もたった後に何か問題が生じたとします。そして、この環境影響評価はどうなされたのだろうと将来の方が振り返りたいと思ったときに、そのプロセスを確認したいと思う場面があるかもしれないということを私は懸念しました。

目的によると思うのですけれども、全ての事業についてそうしなければいけないとなると、先ほどおっしゃったようなご負担が生じるのもよくわかるのですが、その意味でも、公開する主体は、事業者ではなくて、あくまでも市のほうがいいのかと私は思っています。将来永劫、事業者がそのデータを継続的に公開できる保障がない状況が考えられますので、そういう意味でも、首長という言い方をされていましたが、主体としてはそのほうがいいのかと思っています。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） それは、延長時の話ではなくて、ふだんの縦覧についてもでしょうか。あくまでも、条例で規定されている30日が終わった後の話は市長が行うと。パブリックコメントでも、最初は市長がやってくださいと、事業者がいいで

すよと言う場合があるかもしれませんが、基本的には、割り切って市長がそのまま継続するというふうにしたほうがすっきりしていいということでしょうか。

○森本委員 余り区別していなかったのですけれども、今後、延長することを考えた場合に、事業者に関係する業務を任せてしまうと、現実性を担保しにくいのではないかと考えたのです。現状で行われている制度については、今は特に問題が生じていないと思いますので、問題だとは思いません。

○遠井委員 同じような趣旨です。

先ほどのアカウントビリティというものは、まさにおっしゃっていただいたとおりの話で、行政の許認可の決定の根拠がどうだったのかということについては、やはり行政はいつでも説明ができなければいけないという考え方だと思うのです。その際に、今おっしゃったように、行政が著作権を全部吸い上げられるかという点、これは恐らく非常に難しいと思います。そうすると、現行の著作権の範囲内で、なおかつ、同意ということを経由しながら、なおかつ、行政の責務を果たすにはどうすればいいかということを考えなければいけないと思います。

その場合、先ほどからおっしゃるように、原則、永久に公開ということを経由しつつ、それを制約する要因として、事業者の同意がどこまでとれるのか、それから、物理的容量の二つがあると思います。物理的容量は、どのぐらいのコストがかかるのか私もわかりません。そこは優先順位をつけなければいけないと思いますが、事業者の同意をとるところは、まさに合理的に説明できるかどうかという話だと思うのです。

ですから、ここの審議会では、過去のいろいろな事例に基づいて合理的な説明の基準を出すようにして、著作権者である事業者であっても行政の目的の範囲内で従わざるを得ないようなものをつくっていくことを考えるべきではないかと思っています。

○村尾会長 ありがとうございます。

きょうの議論は、電子データについてお話ししていたのですが、今のアカウントビリティの話になると電子データとは離れた議論につながっていくかと思っています。

途中までは快調だったのですが、進行が大変悪くて、ほとんど終わりの時間になりました。そこで、今、メモに上げられた①から⑦で進めるという基本的な方向はお認めいただいたということによろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○村尾会長 非常にたくさんの説明をいただきましたので、今出ているようなお話を含めて、お気づきの点をメールで事務局に送っていただければ、次の進展につながるかと思っています。きょういただいたご意見、それから、メールでいただけるご意見を参考にして、今後の取り組みを考えていきたいと思っています。

それでは、延びて申しわけございませんが、きょうの議事内容について少しまとめていただけますか。

○事務局(宮下環境影響評価担当係長) 一つ目の議題の(仮称)北部事業予定地の評価

書については、森本委員、遠井委員から事業部局に対して質問がございました。

代償場所の件についてはどういうふうになっているか、あるいは、福移湿原との関係は
どういうふうになっているかということで、福移湿原との関係では、今後はうまく活用し
た形で持っていくことも一つの案としてできるのではないかと、雨水貯留池予定の北側部分
は非常に少ないことから、そのような案も検討できるのではないかとというアドバイスをい
ただいております。

遠井委員からは、事後調査の関係と、周辺住民との協定や紛争処理について、行政とし
て今後はどういうふうに行っていくのかという内容の質問がございました。事後調査につ
いては、プレロードをして本移植を行ったときに調査を行っていく、それから、実際に盛
り土工事等を行ったときの影響調査という形の２段階で行っていくのではないかと、恐らく
そういう予定になるでしょうというお話がございました。それから、周辺住民、町内会も
含めて、公害防止の協定的なもの等も今後の事業を進める前に事業部局として検討してい
くというお答えがございました。

２番目については、私どもの資料や説明が非常に煩雑になって申しわけございませんで
した。遠井委員から、著作権の問題、また、行政のアセス手続自体が許認可の前段となる
状況があることを踏まえ、また、市民が行政の情報にどれだけアクセスしていけるかが基
本背景となるので、今後はどういう形で行っていくか、もう少しきちんと整理した形で進
めてほしいということでした。

委員の皆さんのご意見からは、市が提示した基本的な考え方にはご同意いただきました
けれども、具体的な部分についてはいろいろと検討しなければなりません。例えば、デー
タの取り扱いの問題、また、それをどう活用していくのかといったことについては時期尚
早的な問題もあるということでした。それから、基本的には事業者がどうなるかわからな
いので、市長がきちんと縦覧を延長していくような制度や、公開期限については、いろい
ろな目的等があるので、もう少し考えた形で全ての図書が永久的に見られるような制度も
検討したほうがいいのではないかとということなどいろいろとありました。

私のほうでもまとめ切れないうところがありましたので、議事録で皆さんのご意見をもう
一度精査しまして、次回、ここまで頑張りましたということをお示ししたいと思います。

以上でございます。

○村尾会長 ありがとうございます。

今のようなまとめで、また、議事録の確認をお願いいたします。

○早矢仕委員 押しているときに、申しわけありません。

最初の（仮称）北部事業予定地の件で、移植地や代償池として福移湿原をというお話が
ご意見として出ていましたが、そのときに言えばよかったのでしょうかけれども、それはさ
まざまな意見があります。あのときに担当者もおっしゃっていたように、代替の場所も考
えておられたようですけれども、私もそんなに詳しくありませんが、福移湿原は既にそこ
に一定の生態系ができていて、そこに別の場所から特殊な種の個体をつけ足すことはかな

り慎重にしなければならないことだと思います。そのあたりは、審議会として、一意見として可能性を提示するのは結構ですけれども、既存の生態系がある場所に、こちらのほうがいいから、好適地だからということで移植するのを推奨するのではなく、そこは慎重にされたほうがいいという意見も入れておいてください。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 事業部局に伝えます。

時間がなくて申しわけありませんが、今いる水生昆虫、魚類は、非常に劣悪な環境で、本来はいるはずのないところにいる希少種でございます。福移湿原では、ビオトープのところにはどこからも水が入っていないと思ったら、下から湧き出ていてきれいなのです。そういう余りきれいなところに行きますと、かえってびっくりしてしまって危ないかもしれませんので、今のある程度汚い環境で生き延びられるところを確保してあげるというふうに事業部局も恐らく考えています。そのあたりは、委員からアドバイスがあったということで、間違いなく伝えたいと思います。

○森本委員 早矢仕委員のご意見はそのとおりで、私は、そこに直接移植してくださいとお願いしたわけではないのです。誤解があったのであれば、そうではないということをつけ加えます。そうではなくて、福移湿原自体の生態系の質を向上させることで代償という行為を担保する、そういう考え方もあるという意味です。

○村尾会長 ありがとうございます。

それでは、お返しします。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 済みません、もう一つ。

移植先の生態系を壊してはいけないということが審議会の中では一番の議論になっていたかと思しますので、そこについても明確にして伝えたいと思います。

○遠井委員 この本については、守秘義務がかからないのですか。縦覧期間はいいのですけれども、取り扱いが決まっていない段階ではどうなのかなと。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） これは公開されています、本を皆さんにお渡ししたかったのですが、配るだけの印刷が間に合わないのです。

○遠井委員 公開期間が終わった後は。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 事業者側がくれたので、各委員が個人的に見ていただくということです。

○遠井委員 ここから外に出してはいけないのですね。自主的な守秘義務がある者としてこれをもらうということですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 教材として使う場合の規定等も著作権法ではあると思いますので、それに従ってやっていただければと思います。

一応、きょうは間に合わないので、本をご希望の方がいれば印刷を急いでもらいます。これでよろしければ、本にかえさせていただきたいという事業者の考えでございます。

4. 閉 会

○事務局（米森環境共生推進担当課長） それでは、会議が長時間に及びましたが、ありがとうございました。

条例運用の課題につきましては、皆様にご議論いただく論点がこちらで絞り切れておらず、申しわけございませんでした。先ほど宮下からもお話しさせていただいたとおり、次回は、皆さんにご議論いただく論点をきちんと明確にさせていただき、ご提示したいと思っております。

次回でございますけれども、第3回審議会は10月下旬から11月を予定しております。第3回では、今年度に入手が開始となる駒岡清掃工場の建てかえの配慮書の審議、準備となりますので、10月になると思っておりますが、事前に新工事の予定地の現地調査ということで皆様にご参加願いたいと思っております。委員の皆様のご都合を確認しながら日程調整を進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○村尾会長 佐藤委員が最後になると思っておりますので、一言、ご挨拶をお願いいたします。

○佐藤委員 2期目が始まってすぐですけれども、来週から1年4カ月、海外に長期出張することになりました。かわりに、隣の研究室の佐野先生という水質関係の先生に引き継いでいただきますので、問題ないと思っております。

急な話でご迷惑をおかけしますけれども、ご挨拶させていただきます。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） それでは、佐藤委員、お気をつけて行っていらっしゃいませ。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上